

# 地域の高等教育へのアクセス確保を 図るための方策について

文部科学省 高等教育局  
大学振興課 地域大学振興室

# 地域の高等教育へのアクセス確保を 図るための取組の方向性

# 我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）概要

中央教育審議会(令和7年2月21日)

## 1. 今後の高等教育の目指すべき姿

- 社会の変化 …世界：環境問題やAI進展等、国内：急速な少子化
- 高等教育を取り巻く変化 …学修者本位の教育への転換等

**大学進学者数推計** 62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ **46.0万人** (約27%減)  
(出生低位・死亡低位) (2021) (2035) (2040)

高等教育が  
目指す姿

### 我が国の「知の総和」の向上

目指す未来像の実現のためには、  
「知の総和」（数×能力）を向上することが必須

- 目指す未来像 …一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ(well-being)の実現を核とした、**持続可能な活力ある社会**
- 育成する人材像 …持続可能な活力ある社会の担い手や創り手として、**真に人が果たすべきことを果たせる力を備え、人々と協働しながら、課題を発見し解決に導く、学び続ける人材**

高等教育政策の  
目的

**質の向上**

**規模の適正化**

**アクセスの確保**

重視すべき観点

- ①教育研究の観点（文理横断・融合教育等） ②学生への支援の観点  
③機関の運営の観点 ④社会の中における機関の観点（**地方創生**）

## 2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

### 教育研究の「質」の更なる高度化

- ①学修者本位の教育の更なる推進
  - ✓ 出口における**質保証**（厳格な成績評価・卒業認定）
  - ✓ **教育の質を評価する新たな評価制度**へ移行 等
- ②多様な学生の受入れ促進
  - ✓ 留学生の**定員管理見直し、技術流出防止対策の徹底**
  - ✓ 通信教育の制度改善 等
- ③大学院教育の改革
  - ✓ 学士・修士5年一貫教育の大幅拡充 等
- ④研究力の強化
  - ✓ 業務負担軽減 等
- ⑤情報公表の推進
  - ✓ 大学間比較できる**新たなデータプラットフォーム（Univ-map(ユニマップ)（仮称））**を新構築

### 高等教育全体の「規模」の適正化

- ①高等教育機関の機能強化
  - ✓ 意欲的な改革への支援（規模縮小しつつ、質向上、大学院へのシフトに取り組む大学等への支援）
  - ✓ **連携**推進（大学間連携をより緊密に行うための仕組み導入）
- ②高等教育機関全体の**規模の適正化**の推進
  - ✓ **厳格な設置認可**審査（要件厳格化、履行が不十分な場合の私学助成減額・不交付）
  - ✓ **再編・統合**の推進（定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ措置緩和、再編・統合等を行う大学等への支援）
  - ✓ **縮小**への支援（一時的な減定員を容易にする仕組み創設）
  - ✓ **撤退**への支援（卒業生の学籍情報の管理方策構築）

### 高等教育への「アクセス」確保

- ①**地理的観点**からのアクセス確保
  - ✓ **地域構想推進プラットフォーム（仮称）**（アクセス確保策・地域の人材育成について議論を行う協議体）の構築
  - ✓ **地域にとって真に必要な**一定の質が担保された高等教育機関への支援
  - ✓ **地域研究教育連携推進機構（仮称）**（大学等連携をより緊密に行うための仕組み）の導入
  - ✓ **地方創生**の推進（国内留学、サテライトキャンパス等）
- ②**社会経済的観点**からのアクセス確保
  - ✓ 経済的支援の充実（高等教育の修学支援新制度等の着実な実施、企業等の代理返還の推進）
  - ✓ 高等教育機関入学前からの取組促進

## 3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

機関ごとの違い・  
特色を生かし  
つつ、自らの  
役割を再定義  
して改善

設置者別の役割・機能を踏まえ刷新

国立：学部定員**規模の適正化**（修士・博士への資源の重点化等）、**連携、再編・統合検討**、地域のけん引役  
公立：定員**規模の適正化**（見直しも含めた地域との継続的対話、安易な公立化の回避）  
私立：教育・経営改革や連携を通じた機能強化  
**規模適正化の推進**  
(設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退)

## 4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

- ①高等教育の**価値**を問い直し、②教育研究の高度化や情報公表により**社会の信頼**を高め、③高等教育機関の**必要コスト**を算出し、④**公財政支援、社会からの投資等、個人・保護者負担**について**持続可能な発展に資するような規模・仕組みを確保**する。

短期的  
取組

公財政支援の充実  
社会からの支援強化  
個人・保護者負担の見直し

中長期  
的取組

教育コストの明確化・負担の仕組みの見直し  
高等教育への**大胆な投資を進めるための新たな財源の確保**

上記1～4までを踏まえた、制度改革や財政支援の取組や今後10年程度の工程を示した**政策パッケージ**を策定し、具体的方策の実行に速やかに着手

# 地域大学振興に関する有識者会議

## 1. 趣旨

「我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～」(令和7年2月21日中央教育審議会答申)の提言等を踏まえ、地理的観点からの高等教育へのアクセス確保や地方創生など地域大学振興の在り方について総合的に議論するために設置。

## 2. 協議事項

- |                         |                             |
|-------------------------|-----------------------------|
| (1) 地域大学振興に関する基本的な考え方   | (2) 地域大学振興に関する重点施策          |
| (3) 地域大学振興に関する関係施策との連携等 | (4) 各地域における地域大学振興の取組に対する支援等 |

## 3. 構成員 (令和7年度)

### 【委員】(◎:座長)

縣 修	静岡県企画部参事(総合教育担当)
◎大森 昭生	共愛学園前橋国際大学・短期大学部学長
田中 マキ子	山口県立大学学長
中村 和彦	山梨大学学長
廣瀬 克哉	法政大学教授
藤岡 健	神戸市企画調整局局長 (一社)大学都市神戸産官学プラットフォーム事務局長
山内 清行	日本商工会議所企画調査部長

### 【オブザーバー】

総務省、経済産業省  
議題に応じ、内閣官房(地域未来戦略本部事務局、  
日本成長戦略本部事務局)、金融庁、厚生労働省、  
国土交通省、こども家庭庁などが参画

### 【特別委員】

小林 浩	リクルート進学総研所長・カレッジマネジメント編集長
高市 邦仁	三井住友フィナンシャルグループ社会的価値創造推進部長
小原 成朗	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
長谷川 知子	日本経済団体連合会常務理事
松村 暢彦	愛媛大学社会共創学部学長・地域協働センター南予センター長
高橋 壱	洲本市企画情報部企画課
藤田 美沙子	洲本市地域おこし協力隊
齋藤 舞奈	共愛学園前橋国際大学国際社会学部4年
堀越 丈稀	共愛学園前橋国際大学国際社会学部4年
雨宮 綾南	山梨大学生命環境学部3年
小林 寛明	山梨大学工学部4年
熊谷 智	愛媛大学農学研究科2年
近藤 美咲	愛媛大学社会共創学部4年

※座長の求め(議題等)に応じ、会議に参画いただく委員

## 4. 議論の経過等

- ・令和7年度は5回の会議を開催し、関係各所からのヒアリングや「知の総和」答申を踏まえ、速やかに実施すべき取組について検討。
- ・第5回会議においては、これまでの議論を踏まえ、国において短期的に実施すべき取組等をまとめた「令和8年度地域大学振興プラン」について議論し、令和7年3月に取りまとめを実施。
- ・令和8年度も有識者会議において、上記の取組促進策等について継続して議論を進め、今後の取組につなげる予定。

## 1. これまでの経緯と今後の議論の方向性

- 知の総和答申を踏まえ、各地域の「知の総和」向上に向けた高等教育機関を中心とした取組を推進するための環境整備が必要。政府方針においても、地方創生や地域の産業人材育成に関し、地域の高等教育機関への期待は大きい。
- 2040年を見据え、大学等が各地域の産業や社会、生活基盤を支える分野の人材育成に積極的に関わり、地域の取組をリードできるよう、学長、知事、地域産業界代表者をはじめ地域の産学官が様々なレベルで緊密に連携し、その取組基盤としての高等教育機関間・地域の産学官金等間の連携強化の取組が不可欠。各地域の高校改革等教育改革やリカレント等の取組との連携も必要。
- 各地域において高等教育の機会が適切に享受できるよう、各地域の進学者や就業先のニーズを十分考慮した、関係者間の認識の共有・緊密な連携を図るための取組の促進が重要であり、実効性が担保された地域アクセス確保・人材育成等の在り方や取組を協議・実行する場(地域構想推進プラットフォーム)の整備が必要。
- 毎年度、中教審の議論や政府全体の政策動向、各地域の人材需給等のデータや取組状況等を踏まえ、2040年を見据えた取組の方向性や次年度を中心に短期的に実施する具体的な取組を議論し、毎年度地域大学振興プランを改善。

## 2. 令和7年度会議における主な議論

### ① 地方創生のための地域の産学官金等の連携促進

- 地域の産業人材育成など地域課題を起点とした取組が地域の産学官金等の意思疎通をより深めるとともに、大学と地域産業界の強い結びつきが地域の産業発展・人材高度化に寄与

### ② 地域アクセス確保を図るための大学間・地域関係者間の連携促進

- 設置者を越えた大学間連携や行政・専門職団体等との連携が地域アクセス確保を図るために必要不可欠

### ③ 継続的な地域大学振興の取組のための人材・財源等

- 的確なコーディネーターの配置・育成や人材マッチングの取組が産学官金等の信頼関係構築や連携基盤充実に寄与
- 多様な財源のマネジメントが継続的な産学官金等連携の取組に不可欠

### ④ 地域での学生等の充実した学びの機会の確保やそれを支える大学・教員への評価

- 地域での高校・大学での充実した学びの経験が学生等の進路・就職先選択において極めて重要
- 各地域の大学・教員に対する評価の工夫がさらなる地域志向の取組発展に寄与

# 令和8年度地域大学振興プラン（概要）

## 1. 令和8年度の取組に向けて

- 地域構想推進プラットフォームの構築等を図るため、各地域の状況や構想等を十分踏まえつつ、高校改革等・リカレント教育等の取組や関係省庁の地域大学振興関連施策とも連携を図りながら、各地域の支援の充実に取り組む。  
※学生特別委員から、魅力的な地域大学実現のため、他大学や自治体、地域産業界とのつながりや、高校生の大学・学生に対するイメージがより明確になる高大一体的な取組を期待
- 「知の総和答申」において示された危機感を共有しつつ、**2040年を見据え、地域アクセス確保・地域大学振興の取組の展開に資する、大学間・産学官間の連携基盤の構築等に最優先で取り組む。**

## 2. 今後10年程度を見通した地域大学振興の取組の方向性

- 学長、知事、地域産業界代表者をはじめ地域の産学官が様々なレベルで緊密に連携し、各地域の人材需給や産業界等のニーズを共有しながら、2040年を見据え、高等教育機関間・産学官間の連携基盤強化に向けて不断に取り組む。
- 地域アクセス確保・人材育成等の在り方や取組を協議・実行する場（地域構想推進プラットフォーム）の構築や、地域アクセス確保に資する共同での教育研究・組織運営や地方創生に資する産学官連携の取組を通じ、**各高等教育機関等の役割を認識・共有し、高校改革等やリカレント教育等の取組との連携も含め地域の人材育成のハブとなる取組を促進。**
- 魅力的な人材育成に共同で取り組みやすい環境実現**や、**地域内・都市地方間の多様な交流促進**、各地域の取組進捗に応じた**コーディネーターの配置・育成、多様な財源確保の取組促進、取組事例・ノウハウ等の共有促進**を図る。

## 3. 令和8年度の取組

### ア. 地域構想推進プラットフォームの構築

- 地域の産学官が緊密に連携し、**各地域の人材需要や産業界等のニーズを共有しながら、人材育成方を協議実行するための多様なモデル構築促進**  
※「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業やプラットフォームの届出制度も活用し各地域の連携基盤構築を支援  
※自治体・地域産業界・関係団体との緊密な連携、高大院一体改革等の取組展開、多様な財源確保等に留意
- 各地域の人材育成・地域振興の取組のハブとしての機能を果たせるよう、**高校・社会人段階の人材育成の取組との連携、地域産業振興施策や地域の社会・生活基盤を支える施策、地方創生の取組との連携促進**

### イ. 都市部大学と地方の大学や地方公共団体間の連携促進

- 都市部学生の地域での多様な経験機会へのアクセスや地域の高等教育の場の充実、都市・地方の人材交流等促進  
※「都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進」事業を活用し、学内推進体制整備、プログラム構築、新たな自治体・大学連携等促進

### ウ. 大学間連携による地域アクセス確保の取組への支援

- 持続可能な高等教育機会の確保に取り組む緊要性等を踏まえ、大学間連携による地域アクセス確保の取組促進  
ア～ウのほか、大学等連携推進法人制度の普及、発展的な活用促進や、大学等を核とした地方創生事例の普及・展開（コーディネーター間のノウハウ・情報共有等）、地域大学振興関係施策との連携（関係省庁施策、各地域の高校改革や地方創生関係施策等との連携）に取り組む

# 「地域構想推進プラットフォーム」の構築（イメージ）

## 2040年を見据えた実効的なプラットフォームの構築

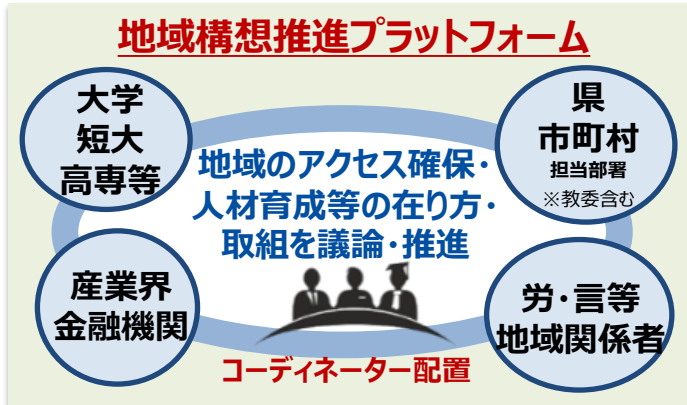
○大学進学者数の大幅減  
 (約63万人(2024)→約3割減(2040))  
 ⇒各地域の高等教育へのアクセス  
や、地域産業や社会・生活の基盤  
に大きな影響のおそれ



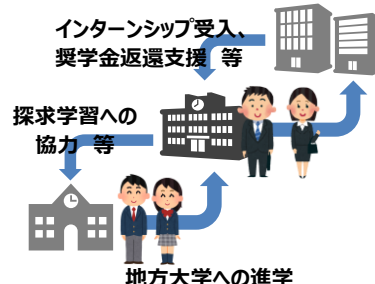
○各地域の高等教育を取り巻く課題、将来の人材需要、国公立大学等が果たす役割等について地域全体で認識共有  
 ○各地域の高等教育へのアクセス確保や地方創生のため、各地域の高等教育機関を中心とした実効的な産学官金等連携による人材育成の取組促進  
 ⇒**各地域の「知の総和」向上に向けた取組を強力に支援**

## 【地域構想推進プラットフォームと取組展開例】

○地域の人材需給や産業界のニーズ等を踏まえた、**高校改革と連動した大学改革**(教育組織・カリキュラム改革等)



○高校段階からの**地域の高等教育機関への接続強化**や、自治体等による就職支援等を通じた**地域への人材定着の強化**



○地元企業や大学のリソース等の結集による**地域の新産業創出**



○地域アクセス確保のための**大学間の教育研究連携の一層の促進**



※その他、地域大学振興の観点から、都市・地方間の大学等間連携による人材交流・循環の促進に関する取組(国内留学等)も展開

## ● 背景・課題

- ✓ 急速な少子化が進行する中、各地域において高等教育へのアクセスや生活・産業基盤等に大きな影響が生じるおそれがあり、2040年の社会を見据え、各地域の「知の総和」の向上を図るため、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を踏まえた大学等における人材育成機能強化や地域の高校改革と連動した大学改革など、高校・大学・大学院の一体的な改革等に取り組み、質の高い高等教育機会を確保することが喫緊の課題。
- ✓ このため、各地域の大学間・産学官金等の連携基盤の構築や都市・地方間の大学等間連携による人材交流・循環の促進など総合的な地域大学振興の取組の推進が必要。

## 地域の産業や社会、生活基盤を支える分野の人材育成、地域の高等教育へのアクセス確保や地方大学による人材育成機能強化など各地域の「知の総和」向上を図るための施策を展開

### 「地域構想推進プラットフォーム」構築等推進事業

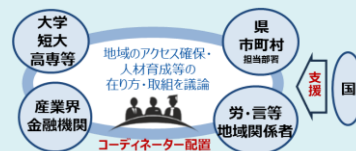
【令和8年度予算額 7億円（新規）】

➢ 2040年の社会を見据えつつ、地域の高等教育機関へのアクセス確保・人材育成を推進するため、各地域の施策展開に資するプラットフォームのモデル構築を実施

- 地域の人材需給等を踏まえた高等教育機関における人材育成のあり方などについて、地域内の高等教育機関の長と地方公共団体の首長をはじめとした産学官金等の関係者が主体的かつ継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム）を構築。
- 協議体に配置される大学間・産学官金等連携の推進役となるコーディネーターを中心に、高大の一体的な改革を含め各地域の魅力的な高等教育機関づくりに関する取組を推進。

#### 地域構想推進プラットフォーム

- ✓ 地域の将来ビジョンや大学等の研究・教育の構想・推進策を地域全体で情報共有・共通認識
- ✓ 大学等、地方公共団体、産業界等の地域関係者が一体となって、国と連携しながら地域のアクセス確保等の取組を支援



【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】10件×7,000万円程度

※モデル構築という性質を踏まえ、採択に当たっては事例の多様性についても考慮。

### 都市と地方の連携を通じた国内留学等の促進

【令和8年度予算額 0.8億円（新規）】

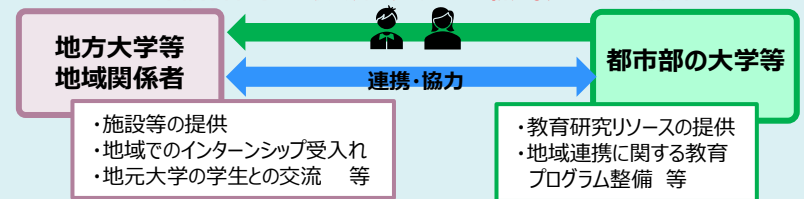
➢ 地方への人の流れの創出につながる取組を支援し、地方の高等教育機関や地方公共団体との交流・連携を推進することで、都市と地方の人材交流や循環を促進

- 都市部の大学等において、地方での教育活動を通じて、学生が地域課題に対する理解を深め、課題解決に取り組む教育プログラムや推進体制を構築。

【事業期間】3年（令和8年度～令和10年度）

【件数・単価】3件×2,500万円程度

#### 国内留学等の実施を通じた地方への新たな人の流れの創出



### ○大学等を核とした地方創生事例の普及・展開【令和8年度予算額 0.1億円（新規）】

➢ 各地域において実施されている高等教育機関と地方公共団体・産業界との連携事例の普及・展開、高等教育機関に進学する高校生等に対する地方大学の魅力発信のためのイベント開催や、地域における連携推進を担うコーディネーター間のノウハウや情報共有のためのセミナー等を実施。

## 課題等概要

- 少子化の進行、進学者数の減少等により、短大等の学生募集停止が増加傾向。
- こうした中、例えば短大での養成割合が依然として高い幼稚園教諭・保育士養成課程において、短大等の養成機関が非常に限られた地域が生じている。
- 今後、地域の生活基盤の維持の観点から、全国的に人材養成が必要な幼稚園教諭・保育士養成に関し、特に養成機関が減少している地方部における対応について、分野所管省庁や各地域の関係者等と連携した対応が必要。

### 【全学科学学生募集停止する短期大学数推移】

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
件数	6	8	2	4	23	23

### 【幼稚園教諭免許授与件数(令和5年度)】

機関	人数
大学	14,243
短大	15,516

### 【保育士養成施設種別の保育士資格取得者数(令和5年度)】

機関	保育士資格取得者数
大学	11,762
短大	14,948
専修学校	5,322
その他	332

### 分野所管省庁からの報告(自治体等へのヒアリング結果を含む)

- 地方部の自治体からは、短大から地域への人材供給の割合が高く、また幼稚園・保育所・認定こども園への就職率が高いことから、仮に閉校となった場合は影響が大きいと回答。県内唯一の短大が閉校することになり、今後の地域での保育士養成の在り方について対応を検討する自治体もある。
  - 地方部の自治体では、短大の教員が研修講師やアドバイザー、審議会委員の役割を担うなど地域の保育政策に貢献している例があるとの報告。
  - 一方で、特段上記のような懸念を示さなかった都市部の自治体もある。
  - 短大卒の学生は新規の保育資格取得者の多くを占めていることや、4年制大学に通うことが難しい学生の受け皿としての役割もあり、短大での養成は重要と考える一方、学校種に関わらず、新規資格取得者を増やしていくことが重要であり、地域の実情や学生のニーズを踏まえ対応していくことが必要との認識。
- ⇒分野所管省庁において、地域から養成課程が完全になくなることについて大きな危機感を持っており、特に地方部の地域の実情等を踏まえた、高等教育政策と連携した対応について要望等。

## 福井県からの報告

- 県内の指定保育士養成施設において、幼稚園教諭・保育士資格を取得できる機関が仁愛大・仁愛女子短大のみとなる見込み。
- 昨年度同大学・短大からの要望等を踏まえ、知事のイニシアチブにより以下の取組を実施。
  - ・県内において保育人材を安定的に確保し、保育施設等における保育者不足を解消するとともに、保育・教育の質の向上を図るために、保育現場、養成校、行政等が協議し、互いに協力・連携する場として知事主宰の福井県保育連携協議会を設置
  - ・仁愛女子短大等と連携した学生への支援制度(保育特別奨学生制度など)を創設



## 福井県で保育者を目指すあなたを 応援する新しい取り組みを始めます！

福井県と仁愛女子短期大学は2025年度入学生からを対象に、保育者を目指す学生に向けた新しい取り組みを始めます。授業料を減免する保育特別奨学生制度や自宅外通学生への家賃補助など、夢に向けて頑張る皆さんを応援するさまざまな制度があります。

対象職種例 ★ 保育士 ★ 幼稚園教諭 ★ 保育教諭 など

### MESSAGE

福井県知事より

### 保育職を目指す皆さんの チャレンジを応援します！

保育者の仕事はこどもたちの成長を間近で見守り、支援できる喜びがあります。また、こどもたちの人生の土台を築く重要な役割を担う社会にとって不可欠な存在です。福井県では保育者が安心して長く働き続けられる職場環境づくりのために、保育所・認定こども園・幼稚園、指定保育士養成施設、行政が一体となり、給与改善や業務負担軽減等の様々な施策を実施しています。さらに今後は、保育者を目指す皆さんの夢の実現に向けて、県としても全力で応援していきます。皆さんの若い力が、未来の福井県の保育を支えてくれることを心から期待しています。共にこどもたちの笑顔あふれる未来を創っていきましょう。

## その他の大学への支援や連携等について

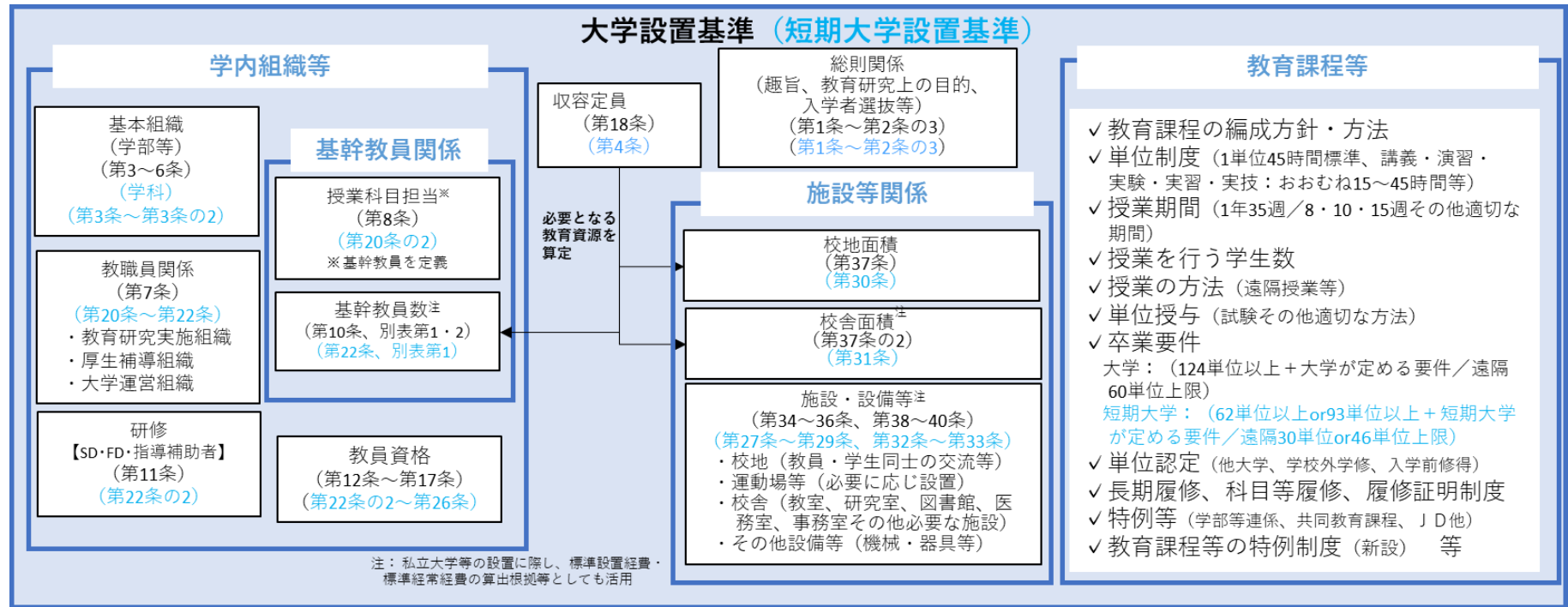
- 1 各大学の魅力や特色を高める取組みやPBL・共同研究への支援
- 2 工学部系大学に対する県内就職増につなげるための人件費や広報費などを支援
- 3 県寄附講座を実施し、感染症医療や公衆衛生に携わる医師の育成などを支援
- 4 県内観光業界で活躍する人材育成のため、私立大学の観光学特設コース設置支援
- 5 県内大学等への進学者に対する 2人扶養世帯の県内大学等授業料の減免(所得制限あり)
- 6 県内高校から 県内大学等への進学者に対する 家賃支援または交通定期支援
- 7 指定保育士養成施設への進学者に対する 授業料減免や家賃支援または交通定期支援
- 8 県内大学生に対する 海外への長期留学のための奨学金支援
- 9 県立大学の新学部創設支援 (R7.4開学 恐竜学部、R8.4開学 地域政策学部)

# 大学設置基準の改善について

# 大学設置基準について 大学設置基準の概要

※短期大学設置基準関係箇所を青字で追記。

- 大学の設置者は設置基準に従い、大学を設置しなければならない。（学校教育法第3条）
- 設置基準は設置に必要な最低の基準。設置後の運用で、同基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、自己点検・評価結果や認証評価結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準向上を図ることに努める必要。（大学設置基準第1条・短期大学設置基準第1条）



事前規制

新たな組織 (大学、学部等) の設置

- ・上記大学設置基準の各規定や関係法令等の適合可否について、**設置認可審査**や**設置計画履行状況等調査 (AC)**を実施

事後チェック

設置後の組織 (大学、学部等) 運営

- ・**自己点検・評価**
- ・**認証評価 (法令適合性、情報公表の状況確認含む)**
- ・**情報公表 (義務及び奨励)**

# 基幹教員制度について

○大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）

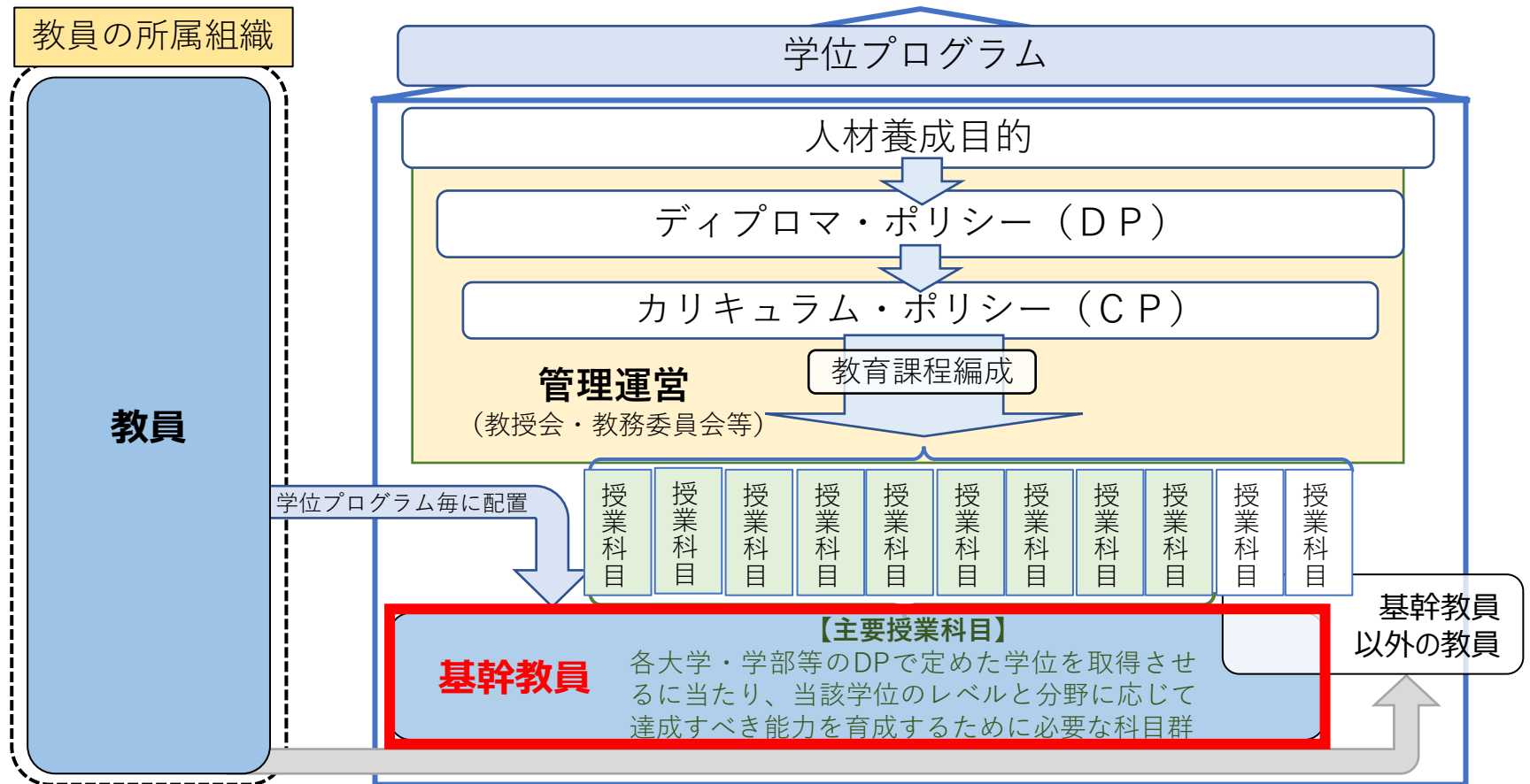
（授業科目の担当）

第八条 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。

2・3 [略]

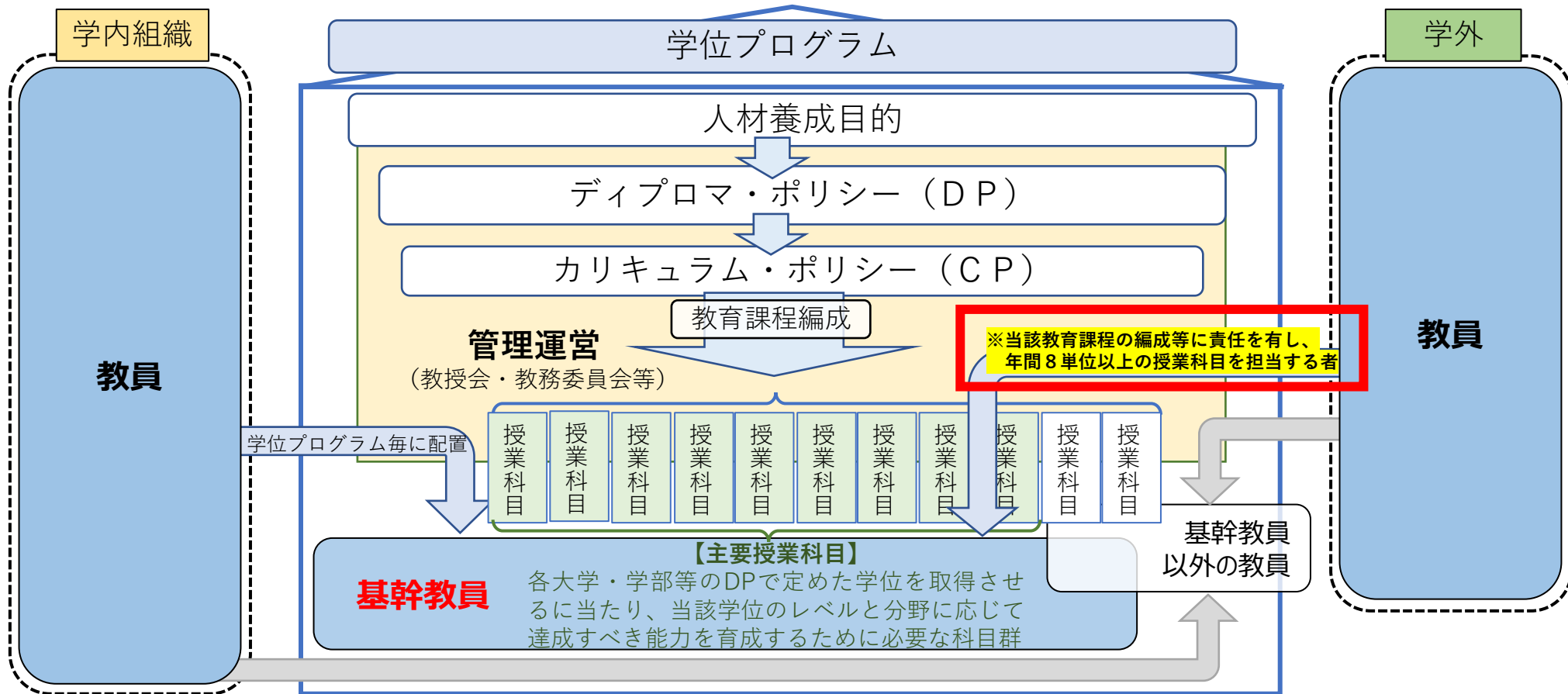
## 基幹教員と学位プログラムの関係

基幹教員制度は学位プログラムに対する責任性に基づく仕組みであり、学部型の学位プログラムだけではなく、いわゆる教教分離型の学位プログラムにも馴染むものです。



# 基幹教員制度の活用例

- 学内の教員だけでなく、学外の教員であっても学位プログラムに対し責任を有するなど、一定の要件を満たす教員は基幹教員となることができ、社会ニーズに対応した迅速で柔軟な学位プログラム編成が可能となります。



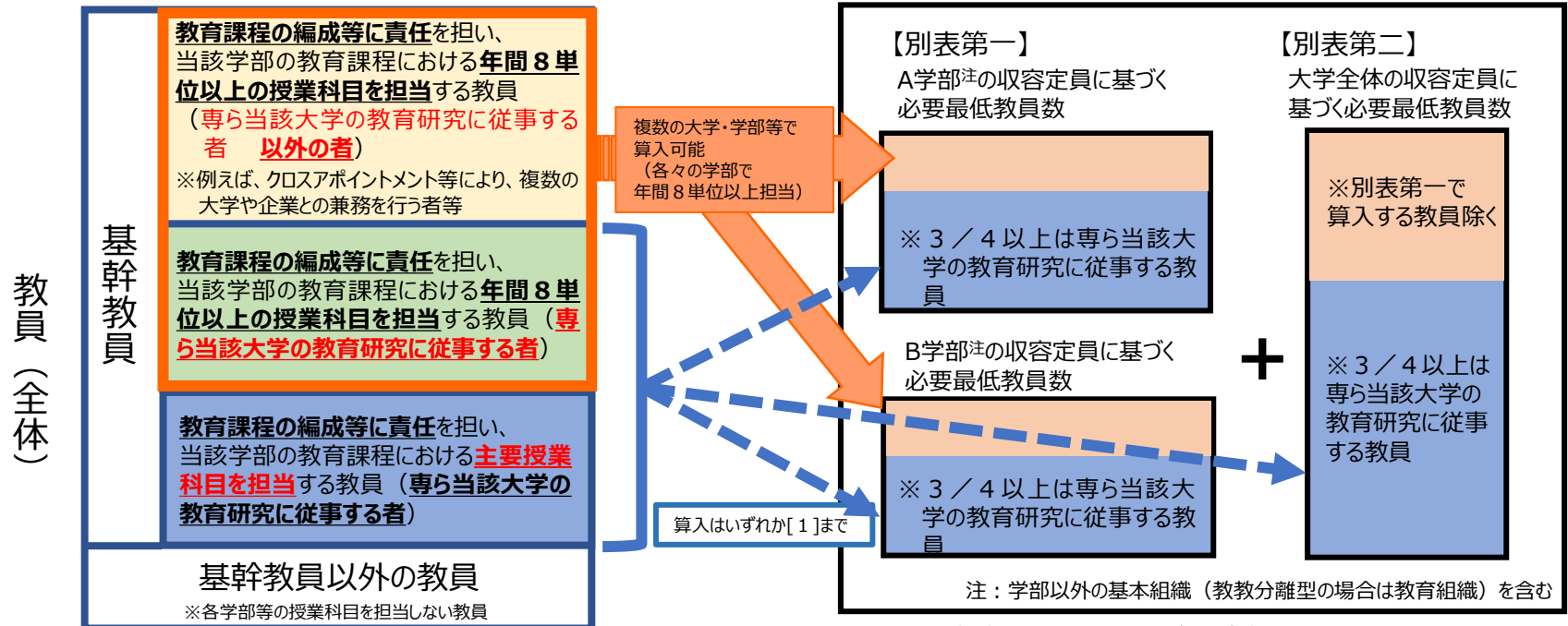
# 基幹教員の定義及び必要最低教員数の算出方法について

定義：以下の①及び②を満たす教員

①	教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員※1
②	(A) 当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員 (専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。※2)
	(B) 当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当する教員

右に記載のA又はBのいずれか

※1 教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について審議を行う会議に参画する者等を想定  
 ※2 一の大学でフルタイム雇用されている者等(月額報酬20万円以上)を想定



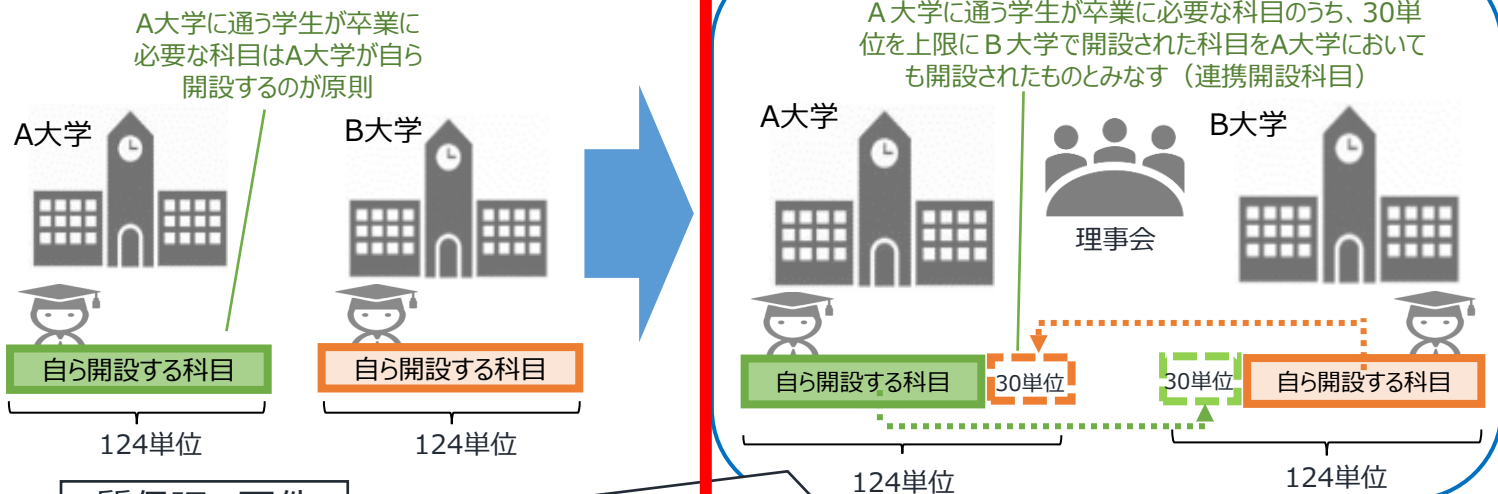
- ✓ 必要最低教員数に含まれなければ、基幹教員となれないものではない。
- ✓ 必要最低教員数を超える分については、特段制限なし。

# 大学等連携推進法人・複数大学設置法人の下で可能となる授業科目の連携開設について

## 概要

- 各大学で開設される授業科目について、  
大学設置基準第19条において、「大学は、…教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」とされている（自ら開設の原則）。
- 社会ニーズ等に機動的に対応していくためには、各大学が強みを持ち寄り、資源を有効活用しつつ、教育研究を行う在り方へ変化することが必要
- 質の保証にも留意しつつ、継続的に緊密な連携が期待される大学等連携推進法人及び要件を満たした複数大学設置法人の下で、他の大学が当該大学と連携して開設した授業科目（連携開設科目）を当該大学においても自ら開設したものとみなす特別措置を設ける。

## ＜連携開設科目のイメージ※学士課程の場合＞



## ＜得られる成果＞

- ①各大学の強みや特色を生かして、
    - ・充実した教育プログラムの提供
    - ・弱点分野の相互補完
    - ・地域が求める人材等を連携して育成
  - ②各大学の教育研究資源を有効活用することで、
    - ・きめ細かな指導や少人数教育の実施
- ⇒例えば、地域の大学が連携して数理・データサイエンス・AI教育を実施することや、教養教育を充実させることが可能に。

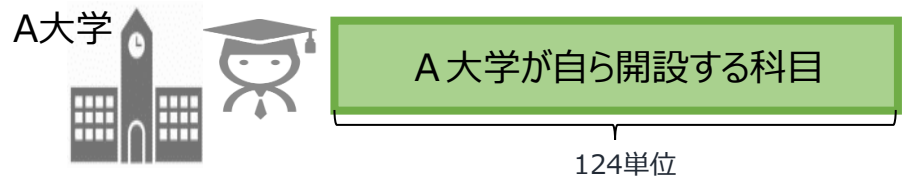
## 質保証の要件

- ✓ 大学等連携推進法人が教学上の連携を図る意義・目標、実施計画等を共有、明確化するための「大学等連携推進方針」を策定し、文部科学大臣へ届出
- ✓ 参加大学間で連携開設科目を適切に運営するための教学管理体制を構築（授業内容や授業計画、成績評価の基準等を協議、調整する場）
- ✓ 連携開設科目で修得できる単位数の上限を設定（学士課程：30単位を上限）
- ✓ 連携開設科目の科目名、授業計画、成績評価の基準等の情報公表を義務付け等

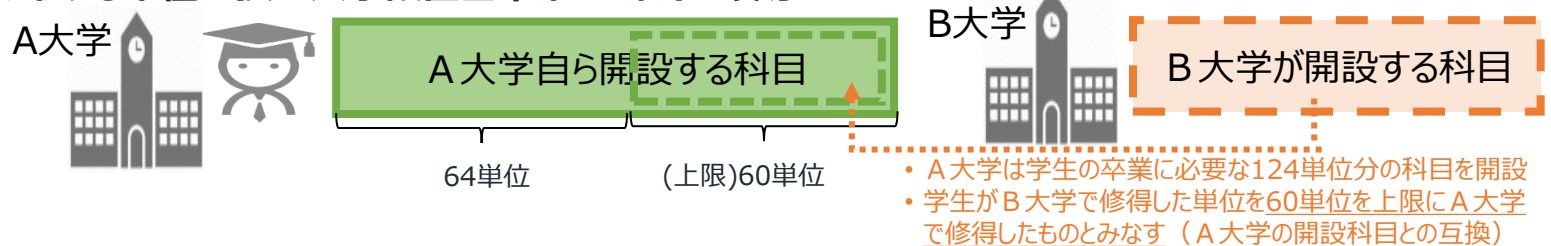
# 大学間での教育課程上の連携

- 学生が卒業するために必要となる単位数について、原則として、当該学生が所属する大学が自ら開設することとされている（大学設置基準第19条第1項）。
- 他方で、大学間での教育課程上の連携を実現するため、いわゆる単位互換、連携開設科目、共同教育課程により他の大学が提供する教育により単位修得が可能となっている。
- 特に連携開設科目や共同教育課程については、制度的に担保された大学間での連携に基づき、所属する学生が必要とする授業科目を自ら開設する原則について特例措置を設けている。

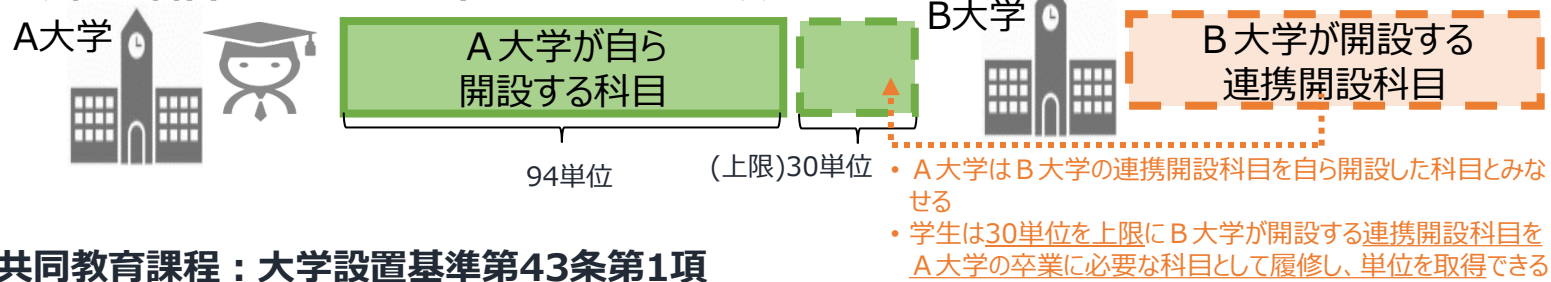
## ①原則：大学設置基準第19条第1項 ※学士課程の場合（以下同様）



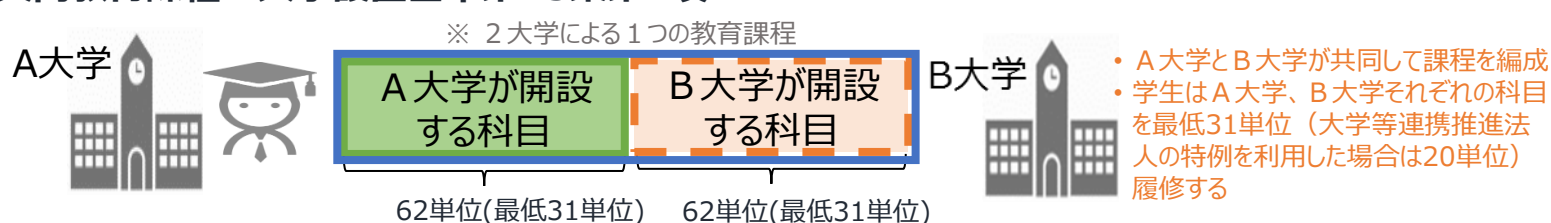
## ②いわゆる単位互換：大学設置基準第28条第1項等



## ③連携開設科目：大学設置基準第19条の2第1項



## ④共同教育課程：大学設置基準第43条第1項



## ●連携に関する要件等

協定の締結	協議の場	設置者による方針策定
○	△	△
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	任意で実施可能	任意で策定可能
○	◎	◎
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	大学間で設置基準上設けることが必要	設置者は設置基準上策定が必要
○	◎	△※
前提として大学間で任意に策定することが望まれる	大学間で設置基準上設けることが必要	任意で策定可能 ※大学等連携推進法人制度の特例を利用する場合は策定が必要

# 教育課程等特例制度・地域高等教育機会確保特例制度について

## 制度趣旨

### 教育課程等特例制度（以後、「先導特例」という。）

基準によらない大学の創意工夫に基づく先導的な取組を促進し、その効果検証を踏まえ**今後の大学設置基準の改善につなげる**ため、内部質保証等の体制が十分機能していること等を要件として、認定を受けた大学等に、大学設置基準等の規定によらない取組を認めるもの。

### 地域高等教育機会確保特例制度（以後、「地域特例」という。）

大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、**地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、地方に在住する高等教育進学希望者の教育機会の確保に多大な支障が生じるおそれや、地域の人材需給のバランスの崩れが地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれがある**。このため、更なる高等教育機関間の連携の取組を推進し、**地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保**を図る観点から、認定を受けた大学等に、大学設置基準等の規定によらない取組を認めるもの。

## 制度概要

一定の要件を満たす大学が、**先導的な取組を行う**ため、学部・学科等の教育活動を単位として申請計画書等を文部

科学省へ提出し、有識者会議等において要件の適合性を確認した上で当該申請計画書等の内容に問題がない場合、文部科学大臣が当該大学を認定することにより、教育課程等の特例が適用され、当該大学の当該学部学科等において、当該申請計画書で記載される**大学設置基準等の規定（特例対象規定※）によらない当該申請計画書に基づく教育活動が可能となる制度。**

### ※特例対象規定

#### （両制度共通）

- 第19条第1項（授業科目の自ら開設の原則）
- 第22条（1年間の授業期間）
- 第28条・第29条第2項・第30条第4項（単位互換等の60単位上限）、
- 第32条第5項（遠隔授業の60単位上限）
- 第32条第6項（連携開設科目に係る30単位上限）
- 第37条・第37条の2（校地・校舎面積基準）
- 第42条の8（入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）

#### （教育課程等特例制度のみ）

- 第41条第3項（学部等連係課程実施基本組織に係る校舎面積等 ※基幹教員数に係る部分を除く。）
- 第45条第1項～第3項（共同学科に係る卒業要件の単位修得要件）
- 第47条・第48条（共同学科に係る校地・校舎面積）
- 第52条第2項・第54条第1項・第2項（国際連携学科の共同開設科目に係る単位修得要件）
- 第56条の6・第56条の7第2項若しくは第3項（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地・校舎面積）

#### （地域高等教育機会確保特例制度のみ）

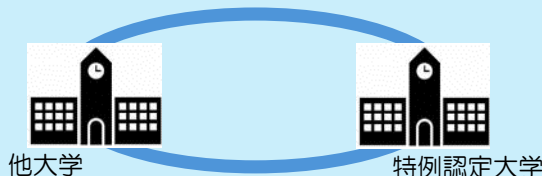
- 第8条第1項・別表第一イ（1）備考第一号・第二号（基幹教員）

# 地域アクセス確保特例に関する制度改正を通じた地域大学振興の取組の方向性

○地域アクセス確保特例に関する制度改正により、地域構想推進プラットフォームを通じた各地域の大学間・産学官間連携の取組を促進予定。

## 取組イメージ

地域アクセス確保特例により、大学等連携推進法人の構成員間での授業科目・教員等の連携促進



### 大学等連携推進法人制度の活用促進

- ・地域構想推進プラットフォーム等地域関係者の意見を勘案
- ・特例活用が特に必要である事情(例:地域関係者から財政的・人的・物的支援が実施されるなどの緊要性等)を考慮

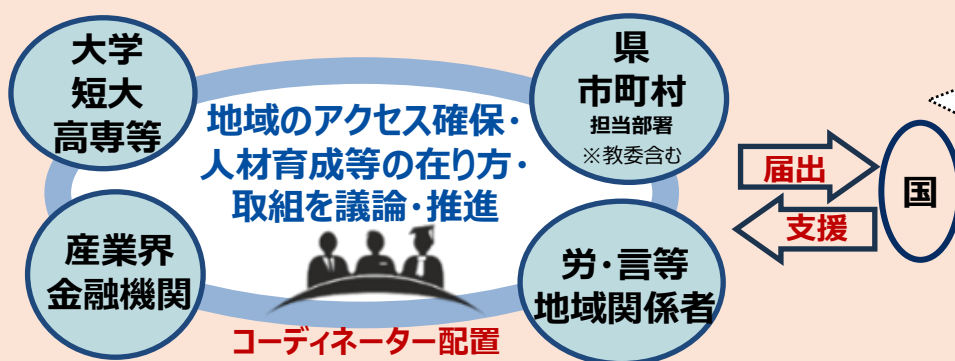
### 地域アクセス確保特例制度の創設

- ・他大学との連携や地域構想推進プラットフォーム等の意見の勘案を前提とし、地域アクセス確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合、必要な範囲で授業科目の自ら開設要件やオンライン授業等の上限単位数の緩和、外部基幹教員要件の柔軟化等を個別に認定(大学設置基準改正)
- ⇒各地域の大学間教育連携の取組を支援

### 大学等連携推進法人制度を活用した連携深化

- ・大学等連携推進業務として、「事務の共同運営」や「産学官連携推進事務」を明確化
- ⇒大学等連携推進法人が地域構想推進プラットフォームでの議論を踏まえた大学間・産学官間の個別具体的な取組を促進

### 地域構想推進プラットフォームの構築



### 地域構想推進プラットフォームの届出制度の創設

- ・地域アクセス確保や人材育成等の在り方・取組を議論し推進する「地域構想推進プラットフォーム」(\*)の届出制度を創設し、新たに国と連携した枠組みを整備
- ⇒各地域の地域アクセス確保・人材育成等の取組を促進

※地域の大学等、地方公共団体、産業界等が相当数参加することや、地域関係者間の円滑な情報共有を行うプラットフォームを想定。

- ・地域アクセス確保に関する司令塔機能強化のため、令和7年4月に地域大学振興室新設
- ・地域大学振興に関する有識者会議に学生を含む産学官金労言関係者や関係省庁が参画

⇒関係省庁・関係機関等と連携して、各地域の地域大学振興の取組を総合的に支援

# 地域アクセス確保特例制度について

(大学設置基準等の一部改正及び地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程の新設)

## 背景・趣旨

- 大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、
  - ・地方に在住する高等教育進学希望者の高等教育へのアクセス確保に多大な支障が生じるおそれ
  - ・地域の人材需給のバランスが崩れ、地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれ
- このような状況の中、中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」で、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図る仕組みの構築や、更なる高等教育機関間の連携の取組の推進が提言

## 制度概要

- 地域の高等教育へのアクセス確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合に、他の大学と連携して行うことなどについて文部科学大臣の認定を受けた大学※1については、特例対象規定の全部又は一部によらない取組を行うことができるもの

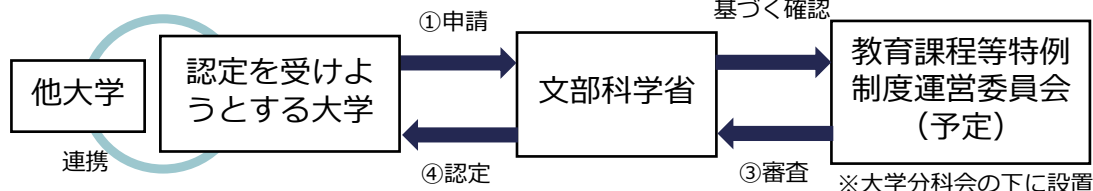
### <大学設置基準における主な特例対象規定>

第8条第1項、別表第一イ(1)備考第一号、第二号(基幹教員) / 第19条第1項(授業科目の自ら開設) / 第28条、第29条第2項、第30条第4項(単位互換等の60単位上限) / 第32条第5項(遠隔授業の60単位上限) 等

### <認定基準>

- 機関としての要件
- ・自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること及び教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
  - ・申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること
  - ・申請日前5年以内に、法令等に違反したことがある、財務状況が健全でない※2、教育条件・管理運営が適性を欠く、といった欠格条項に該当しないこと

### <スキーム>



### 取組に関する要件

- ・申請計画書において、地域アクセス確保に資する教育の実施の必要性、他の大学と連携した教育の実施内容、学生に対する適切な配慮等が明らかにされていること
- ・申請計画書の内容が、大学等連携推進法人等を組織して行われること並びに協議会(地域アクセス確保等に関し必要な協議を行う場として告示で別途規定)等と連携して実施されると見込まれること
- ・資格養成課程については、分野所管省庁等が特例適用の必要性を認めていること

※1専門職大学、短期大学、専門職短期大学の設置基準についても同様の改正を実施

※2特別な事情がある場合は個別に考慮予定

## 施行期日

- 令和8年1月1日